

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年6月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。議会運営委員会は5月28日午前10時に開会し、令和2年6月定例会の日程を本日から6月19日までの17日間と決定しましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月19日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については委員会条例第7条第4項の規定により、総務建設常任委員に2番三輪明広議員、4番後藤田麻美子議員、6番松本英隆議員、7番林 健児議員、8番林 哲秀議員を、文教厚生常任委員に1番鈴木康友議員、3番手嶋いずみ議員、5番若山照洋議員、9番吉原経夫議員、10番横井良隆議員、12番下方繁孝議員を、予算決

算常任委員に全議員をそれぞれ指名いたしました。

これから各常任委員会の委員長の互選を行っていただきます。

なお、予算決算常任委員会委員長の選任については、大治町議会予算決算常任委員会運営要綱第2条の規定により、予算決算常任委員長は副議長の林 健児議員、副委員長は議会運営委員長の松本英隆議員です。

続きまして、その他常任委員長の互選の職務は委員会条例第9条第2項の規定により年長の委員が行うこととなります。総務建設常任委員会は8番林 哲秀議員、文教厚生常任委員会は12番下方繁孝議員です。では、議員控室にて行っていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表いたします。

総務建設常任委員長は後藤田麻美子議員、副委員長には林 哲秀委員。文教厚生常任委員長は若山照洋議員、副委員長は下方繁孝議員、以上のとおりでございます。

日程第4、繰越明許費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第5、継続費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和元年度大治町一般会計予算継続費繰越計算書について議会に報告がありました。

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第25号から日程第10、議案第29号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第25号大治町税条例等の一部を改正する条例について。

大治町税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税においては未婚のひとり親に対する非課税措置、寄附金税額控除等の規定の整理、固定資産税においては所有者不明土地等に係る規定の整理を行うためでございます。

議案第26号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るほか規定の整理を行うためでございます。

議案第27号大治町税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第28号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第29号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第11、議案第30号から日程第15、議案第34号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第30号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正による低所得者に係る第1号被保険者介護保険料の軽減拡充及び租税特別措置法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第32号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第33号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5864万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億3556万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年6月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、大治町子育て世帯臨時特別給付金事業に要する経費として5604万2000円、新型コロナウイルス感染症対策協力金（テナント分）として250万円を計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び県支出金を充てるものでございます。

議案第34号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めることによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1803万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億1752万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和2年6月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、A I を活用した総合案内サービス業務委託料として55万円、A I - O C R 共同利用サービス業務委託料として24万6000円、コミュニティ助成事業交付金（一般コミュニティ助成事業）として230万円、通知カード・個人番号カード関連事務交付金として371万円を計上し、民生費において、保育環境改善等事業費補助金として245万円を計上し、衛生費において、環境保全事業費として40万3000円、母子保健事業費として68万1000円、感染症対策事業費として79万1000円を計上し、土木費において、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金として304万円を計上し、社会資本整備総合交付金（都市公園整備事業）の減額に伴い土地購入費を2400万円減額し、消防費において、災害対策用備品購入費として294万4000円を計上し、教育費において、感染症対策備品購入費として390万2000円、学校給食費返還等事業補助金として303万7000円を計上し、公債費として2071万円減額するものでございます。

これらの財源としましては、国・県支出金及び諸収入を充てるものでございます。

また、地方債の補正につきましては、公園整備事業債に対する社会資本整備総合交付

金減額により変更を行うものでございます。

○議長（横井良隆君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 散会